

別記様式（第5条関係）

No. 4250825

事務事業評価票

|        |            |
|--------|------------|
| 所管部長等名 | 建設部長 市村 誠治 |
| 所管課・係名 | 建設部 建築指導課  |
| 課長名    | 羽多野 俊光     |

評価対象年度 平成25年度

(Plan) 事務事業の計画

|                                |   |        |                 |                       |                       |         |
|--------------------------------|---|--------|-----------------|-----------------------|-----------------------|---------|
| 事務事業名                          | 老朽危険空き家等除却促進事業  |        | 会計区分            | 01 一般会計               |                       |         |
|                                |   |        | 款項目コード(款-項-目)   | 07                    | —                     | 01 — 02 |
|                                |   |        | 事業コード(大-中-小)    | 03                    | —                     | 12 — 03 |
| 施策の体系<br>(八代市総合計画に<br>おける位置づけ) | 基本目標(章)   | 3      | 安全で快適に暮らせるまち    |                       |                       |         |
|                                | 施策の大綱(節)【政策】  | 1      | うるおいのある快適なまちづくり |                       |                       |         |
|                                | 施策の展開(項)【施策】  | 2      | 安心で快適な住環境の形成    |                       |                       |         |
|                                | 具体的な施策と内容   | 1      | 住環境の整備          |                       |                       |         |
| 事務事業の目的                        | 老朽化し危険な状態で放置された「老朽危険空き家」の除却を支援することにより、市民生活の安全及び安心並びに生活環境の保全及び改善を図る。             |        |                 |                       |                       |         |
| 事務事業の概要<br>(全体事業の内容)           | 地域の生活環境及び周辺住民に危険、不安等の影響を与えている老朽化し危険な状態で放置された「老朽危険空き家」の除却を行う者に対し、その除却費用の一部を補助する。 |        |                 |                       |                       |         |
| 根拠法令、要綱等                       | 八代市老朽危険空き家等除却促進事業補助金交付要領  |        |                 |                       |                       |         |
| 実施手法<br>(該当欄を選択)               | ● 全部直営  | 一部委託   | 全部委託            | 法令による実施義務<br>(該当欄を選択) | 1 義務である<br>● 2 義務ではない |         |
| 事業期間                           | 開始年度  | 平成24年度 | 終了年度            | 未定                    |                       |         |

(Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容

|   |   |
|---|---|
| 対象 (誰・何を)   | 内容 (手段、方法等)   |
| 老朽危険空き家の除却を行う者  | ・老朽危険空き家の除却費用に対して補助を行う。<br>・補助率は、2/3(国1/3、市1/3)。補助の限度額は、60万円。 |
| 成果目標 (どのような効果をもたらしたいのか)   |   |
| 老朽化し危険な状態で放置された「老朽危険空き家」の除却を促進することにより、地域の生活環境及び周辺住民の危険、不安等の解消を図る。 |   |

事業開始時点からこれまでの状況変化等

平成24年度から開始した事業である。当初は、平成24、25年度の2か年事業の予定であったが、国の補助対象要件が拡充されたことから、平成26年度以降も事業を継続している。平成24年度は、募集予定戸数10戸に対し、24件の事前調査申込があり、そのうち14戸が当事業を利用して除却を行った。平成25年度は、募集予定戸数40戸に対し、56件の事前調査申込があり、そのうち42戸が当事業を利用して除却を行った。平成26年度は、募集予定戸数30戸に対し、7月31日現在で40件の事前調査申込を受けている。

| コスト推移           |                         | 24年度決算    | 25年度決算     | 26年度予算     | 27年度見込     | 28年度見込     | 29年度見込     |      |    |
|-----------------|-------------------------|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|------|----|
| 総事業費            | (単位:円)                  | —         | 23,118,000 | 19,120,000 | 19,120,000 | 19,120,000 | 19,120,000 |      |    |
| 事業費(直接経費)       | (単位:円)                  | 5,999,000 | 21,648,000 | 18,000,000 | 18,000,000 | 18,000,000 | 18,000,000 |      |    |
| 財源内訳            | 国県支出金                   | 2,997,000 | 10,821,000 | 9,000,000  | 9,000,000  | 9,000,000  | 9,000,000  |      |    |
|                 | 地方債                     | 0         | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          |      |    |
|                 | その他特定財源 (特別会計→繰入金)      | 0         | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          |      |    |
|                 | 一般財源 (特別会計→事業収入)        | 3,002,000 | 10,827,000 | 9,000,000  | 9,000,000  | 9,000,000  | 9,000,000  |      |    |
| 人件費             |                         | 24年度      | 25年度       | 26年度見込     | 27年度見込     | 28年度見込     | 29年度見込     |      |    |
| 概算人件費(正規職員)     | (単位:円)                  | —         | 1,470,000  | 1,120,000  | 1,120,000  | 1,120,000  | 1,120,000  |      |    |
| 正規職員従事者数        | (単位:人)                  | —         | 0.21       | 0.16       | 0.16       | 0.16       | 0.16       |      |    |
| 臨時職員等従事者数       | (単位:人)                  | —         | 0.00       | 0.00       | 0.00       | 0.00       | 0.00       |      |    |
| 事業の活動量・実績の数値化   | 指標名                     | 単位        | 24年度       | 25年度       | 26年度       | 27年度       | 28年度       | 29年度 |    |
|                 | ① 老朽危険空き家等除却促進事業補助金交付件数 | 件         | 計画         | —          | 40         | 30         | 30         | 30   | 30 |
|                 |                         |           | 実績         | 14         | 42         | —          | —          | —    | —  |
|                 | ②                       |           | 計画         | —          |            |            |            |      |    |
|                 |                         |           | 実績         |            |            | —          | —          | —    | —  |
|                 | ③                       |           | 計画         | —          |            |            |            |      |    |
| 実績              |                         |           |            |            | —          | —          | —          | —    |    |
| 〈記述欄〉※数値化できない場合 |                         |           |            |            |            |            |            |      |    |

別記様式（第5条関係）

| 指標名                              | 指標設定の考え方             | 単位   |   | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |    |
|----------------------------------|----------------------|--|---|------|------|------|------|------|------|----|
|                                  |                      |  |   |      |      |      |      |      |      |    |
| もたらそうとする効果・成果の数値化<br><b>成果指標</b> | ① 老朽危険空き家に関する苦情、相談件数 | 老朽危険空き家が除却され、地域の生活環境や周辺住民に危険、不安等が解消された指標として設定した。 | 件 | 計画   | -    | 50   | 40   | 30   | 30   | 30 |
|                                  |                      |  |   | 実績   | 71   | 74   | -    | -    | -    | -  |
|                                  | ②                    |  |   | 計画   | -    |      |      |      |      |    |
|                                  |                      |  |   | 実績   |      |      | -    | -    | -    | -  |
|                                  | ③                    |  |   | 計画   | -    |      |      |      |      |    |
|                                  |                      |  |   | 実績   |      |      | -    | -    | -    | -  |
| 〈記述欄〉※数値化できない場合                  |                      |  |   |      |      |      |      |      |      |    |

| (Check) 事務事業の自己評価 |  |                                     |  |
|-------------------|--|-------------------------------------|--|
| 着眼点               |  | チェック                                | 判断理由   |
| 事業実施の<br>妥当性      | ① 【計画上の位置付け】<br>事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか                                | ● 結びつく<br>一部結びつく<br>結びつかない          | 老朽化し危険な状態で放置された「老朽危険空き家」を除却促進することにより、「安心して快適な住環境の形成」につながるかと判断する。   |
|                   | ② 【市民ニーズ等の状況】<br>市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか                     | ● 薄れていない<br>少し薄れている<br>薄れている        | 近年、空き家の増加が全国的な社会問題となっている。本市においても老朽化し危険な状態で放置された「老朽危険空き家」に対する苦情、相談が多数寄せられており、市民生活の身近な問題として市民ニーズは高いと判断する。                    |
|                   | ③ 【市が関与する必要性】<br>市が事業主体であることは妥当ですか（国・県・民間と競合していませんか）                 | ● 妥当である<br>あまり妥当でない<br>妥当でない        | 「老朽危険空き家」を放置しておくことは、防災、防犯上危険である。地域の生活環境及び周辺住民の危険、不安等を解消するため除却促進の補助金を交付することは、有効な手段と判断する。                                    |
| 活動内容の<br>有効性      | ① 【事業の達成状況】<br>成果目標の達成状況は順調に推移していますか                                 | ● 順調である<br>あまり順調ではない<br>順調ではない      | 平成24年度は事業予定戸数10戸に対し14戸、平成25年度は事業予定戸数40戸に対し42戸の除却を実施していることから、地域の生活環境や周辺住民の危険、不安等の解消に効果が上がっていると判断する。予定戸数については、実施状況を見ながら検討する。 |
|                   | ② 【事業内容の見直し】<br>成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか（成果をこれ以上伸ばすことはできませんか）     | ● 見直しの余地はない<br>検討の余地あり<br>見直すべき     | 事業の達成状況は順調であると思われることから、今後の事業利用状況の推移を観察していくこととする。総合的な空き家対策としては、関係部署と連携できる事業内容の修正は必要であると思われる。                                |
| 実施方法の<br>効率性      | ① 【民間委託等】<br>民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか            | ● できない<br>検討の余地あり<br>可能である          | 老朽危険空き家の除却を行う者に対し補助金を交付する事業であり、民間委託等は不向きであると判断する。  |
|                   | ② 【他事業との統合・連携】<br>目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか              | ● できない<br>検討の余地あり<br>可能である          | 他に類似事業はなく、統合・連携によるコストの削減はできないと判断する。総合的な空き家対策としては、引き続き関係部署と連携し、情報の共有化を進めていくことが必要であると思われる。                                   |
|                   | ③ 【人件費の見直し】<br>現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか       | ● できない<br>検討の余地あり<br>可能である          | 老朽危険空き家は、周辺住民からの苦情対応や建築物所有者について権利関係を調査する必要があることから、非常勤職員等による対応は不向きであると判断する。   |
|                   | ④ 【受益者負担の適正化】<br>事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか（引上げ・引下げ・新たな負担・廃止） | ● 見直しの余地はない<br>検討の余地あり<br>見直しが必要である | 事業の達成状況は順調であると思われることから、今後の事業利用状況の推移を観察していくこととする。   |

| (Action) 事務事業の方向性と改革改善                                       |  |                        |  |      |
|--|--|------------------------|--|------|
| 今後の方向性<br>(該当欄を選択)   | 1 不要(廃止)<br>2 民間実施<br>3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等)<br>4 市による実施(要改善)<br>● 5 市による実施(現行どおり)<br>6 市による実施(規模拡充) |                        | (今後の方向性の理由)<br>事業開始から2年を経過し、予定する件数を上回って事業を実施することができ、本事業の目的である地域の生活環境及び周辺住民の危険、不安等の解消は、順調に効果が上がってきている。継続して事業を実施していく中で、問題点等があれば改善を行いながら、利用しやすい事業として整備を行っていく。また、平成26、27年度で実施している空き家バンク調査事業の結果を受けて、老朽危険空き家の実態の把握に努め、対応を検討する。 |      |
|  | 今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果   |                        |  |      |
| 改革改善内容<br>事業の目的が達せられるように、対象とする建築物、補助金の額及び手続きの方法について検討を続けていく。 |  |                        |  |      |
| 改革改善による期待成果  |  |                        |  |      |
|  |  | コスト                    |  |      |
|  |  | 削減                     | 維持   | 増加   |
| 成果   | 向上   |                        |  |      |
|  | 維持   |                        | ●  |      |
|  | 低下   |                        |  |      |
| 外部評価の実施  |  | 無                      |  | 実施年度 |
| 改善進捗状況等  |  | H25進捗状況                |  |      |
|  |  | H25取組内容                |  |      |
| 決算審査特別委員会における意見等   |  | 特になし<br><br>(委員からの意見等) |  |      |

別記様式（第5条関係）

No. 4250824

事務事業評価票

|        |            |
|--------|------------|
| 所管部長等名 | 建設部長 市村 誠治 |
| 所管課・係名 | 建設部_建築指導課  |
| 課長名    | 羽多野 俊光     |

評価対象年度 平成25年度

(Plan) 事務事業の計画

|                            |  |      |                 |                       |                       |         |
|----------------------------|--|------|-----------------|-----------------------|-----------------------|---------|
| 事務事業名                      | ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業  |      | 会計区分            | 01 一般会計               |                       |         |
|                            |  |      | 款項目コード(款-項-目)   | 07                    | —                     | 01 — 02 |
|                            |  |      | 事業コード(大-中-小)    | 03                    | —                     | 12 — 02 |
| 施策の体系<br>(八代市総会計画における位置づけ) | 基本目標(章)  | 3    | 安全で快適に暮らせるまち    |                       |                       |         |
|                            | 施策の大綱(節)【政策】   | 1    | うるおいのある快適なまちづくり |                       |                       |         |
|                            | 施策の展開(項)【施策】   | 2    | 安心で快適な住環境の形成    |                       |                       |         |
|                            | 具体的な施策と内容  | 1    | 住環境の整備          |                       |                       |         |
| 事務事業の目的                    | 公共性の高い民間建築物のバリアフリー化を支援することにより、高齢者や障害者をはじめ、誰もが利用しやすい建築物の普及を図る。                            |      |                 |                       |                       |         |
| 事務事業の概要<br>(全体事業の内容)       | バリアフリー化のための改修工事を実施する公共性の高い民間建築物に対し、その整備費用の一部を補助することにより、高齢者や障害者をはじめ、誰もが利用しやすい建築物の整備を促進する。 |      |                 |                       |                       |         |
| 根拠法令、要綱等                   | バリアフリー法、熊本県やさしいまちづくり条例、八代市ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業補助金交付要領                                     |      |                 |                       |                       |         |
| 実施手法<br>(該当欄を選択)           | ● 全部直営   | 一部委託 | 全部委託            | 法令による実施義務<br>(該当欄を選択) | 1 義務である<br>● 2 義務ではない |         |
| 事業期間                       | 開始年度   | 合併前  |                 | 終了年度                  | 未定                    |         |

(Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容

|                         |   |             |   |
|-------------------------|---|-------------|---|
| 対象 (誰・何を)               | 公共性の高い民間建築物の所有者   | 内容 (手段、方法等) | ・対象建築物は、店舗、診療所、飲食店、理容・美容室など公共性の高い民間建築物(特定建築物)で、自動ドア、誘導ブロック、多目的トイレ、エレベーター、案内表示など(特定施設)の改修費用に対して補助を行う。<br>・補助率は、2/3(県1/3、市1/3)。補助の限度額は、特定施設ごとに200万円、1特定建築物ごとに400万円。 |
| 成果目標 (どのような効果をもたらしたいのか) | 事業の広報、周知を行い民間建築物所有者のユニバーサルデザインに対する理解を深め、公共性の高い民間建築物のバリアフリー化を支援することにより、高齢者や障害者をはじめ、誰もが利用しやすい建築物の普及を図る。 |             |   |

事業開始時点からこれまでの状況変化等

旧八代市の平成8年から開始した事業であり、当初は病院や診療所の事業利用が多く年間5件の事業利用があった。その後、補助対象建築物の制限、補助限度額の設定や対象工事が改修工事に限定されるなどの補助制度の変更が行われたことから、近年、事業利用者が減少している。ここ数年の事業利用者は1年おきとなっている。平成26年度については、県全体で熊本県ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業(UD補助)の利用が低迷していることから、県がUD補助の内容について一部変更を行ったところである。

| コスト推移           |                    | 24年度決算    | 25年度決算 | 26年度予算    | 27年度見込    | 28年度見込    | 29年度見込    |      |
|-----------------|--------------------|-----------|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|------|
| 総事業費            | (単位:円)             | -         | 0      | 4,490,000 | 5,190,000 | 5,190,000 | 5,190,000 |      |
| 事業費(直接経費)       | (単位:円)             | 2,906,000 | 0      | 4,000,000 | 4,000,000 | 4,000,000 | 4,000,000 |      |
| 財源内訳            | 国県支支出金             | 1,453,000 | 0      | 2,000,000 | 2,000,000 | 2,000,000 | 2,000,000 |      |
|                 | 地方債                | 0         | 0      | 0         | 0         | 0         | 0         |      |
|                 | その他特定財源 (特別会計→繰入金) | 0         | 0      | 0         | 0         | 0         | 0         |      |
|                 | 一般財源 (特別会計→事業収入)   | 1,453,000 | 0      | 2,000,000 | 2,000,000 | 2,000,000 | 2,000,000 |      |
| 人件費             |                    | 24年度      | 25年度   | 26年度見込    | 27年度見込    | 28年度見込    | 29年度見込    |      |
| 概算人件費(正規職員)     | (単位:円)             | -         | 0      | 490,000   | 1,190,000 | 1,190,000 | 1,190,000 |      |
| 正規職員従事者数        | (単位:人)             | -         | 0.00   | 0.07      | 0.17      | 0.17      | 0.17      |      |
| 臨時職員等従事者数       | (単位:人)             | -         | 0.00   | 0.00      | 0.00      | 0.00      | 0.00      |      |
| 事業の活動量・実績の数値化   | 指標名                | 単位        | 24年度   | 25年度      | 26年度      | 27年度      | 28年度      | 29年度 |
|                 | ① 事業の相談、事前協議件数     | 件         | 計画     | -         | 3         | 3         | 3         | 3    |
|                 |                    |           | 実績     | 2         | -         | -         | -         | -    |
|                 | ②                  |           | 計画     | -         | -         | -         | -         | -    |
|                 |                    |           | 実績     | -         | -         | -         | -         | -    |
|                 | ③                  |           | 計画     | -         | -         | -         | -         | -    |
| 実績              |                    |           | -      | -         | -         | -         | -         |      |
| <記述欄>※数値化できない場合 |                    |           |        |           |           |           |           |      |

別記様式（第5条関係）

| 指標名                       | 指標設定の考え方                     | 単位 |    | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
|---------------------------|------------------------------|----|----|------|------|------|------|------|------|
|                           |                              |    |    |      |      |      |      |      |      |
| もたらそうとする効果・成果の数値化<br>成果指標 | ① ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業補助金交付件数 | 件  | 計画 | -    | 1    | 1    | 5    | 5    | 5    |
|                           |                              |    | 実績 | 1    | 0    | -    | -    | -    | -    |
|                           | ②                            | 計画 | -  |      |      |      |      |      |      |
|                           |                              | 実績 |    |      | -    | -    | -    | -    |      |
|                           | ③                            | 計画 | -  |      |      |      |      |      |      |
|                           |                              | 実績 |    |      | -    | -    | -    | -    |      |
| 〈記述欄〉※数値化できない場合           |                              |    |    |      |      |      |      |      |      |

| (Check) 事務事業の自己評価 |  |   |  |
|-------------------|--|---|--|
| 着眼点               |  | チェック                                    | 判断理由   |
| 事業実施の<br>妥当性      | ① 【計画上の位置付け】<br>事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか                                | ● 結びつく<br>一部結びつく<br>結びつかない              | 誰もが利用しやすい建築物を整備促進することにより、「安心で快適な住環境の形成」につながると判断する。   |
|                   | ② 【市民ニーズ等の状況】<br>市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか                     | ● 薄れていない<br>● 少し薄れている<br>● 薄れている        | 事業利用件数が低迷していることから、事業利用者のニーズには、対応が遅れてきていると判断する。   |
|                   | ③ 【市が関与する必要性】<br>市が事業主体であることは妥当ですか（国・県・民間と競合していませんか）                 | ● 妥当である<br>● あまり妥当でない<br>● 妥当でない        | 本来、整備義務のない小規模建築物について事業が活用できることから、市が主体となって取り組む事業であると判断できる。  |
| 活動内容の<br>有効性      | ① 【事業の達成状況】<br>成果目標の達成状況は順調に推移していますか                                 | ● 順調である<br>● あまり順調ではない<br>● 順調ではない      | 事業利用件数が低迷していることから、あまり順調ではないと判断する。  |
|                   | ② 【事業内容の見直し】<br>成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか（成果をこれ以上伸ばすことはできませんか）     | ● 見直しの余地はない<br>● 検討の余地あり<br>● 見直すべき     | 事業利用の低迷の要因として、事業者、建築関係業者への認知度が低いことが考えられることから周知方法の改善や本事業は県の補助制度を利用していることから事業利用者にとって利用しやすい制度となるよう県との協議が必要であると考えます。 |
| 実施方法の<br>効率性      | ① 【民間委託等】<br>民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか            | ● できない<br>● 検討の余地あり<br>● 可能である          | バリアフリー化のための改修工事を実施する公共性の高い民間建築物の所有者に対し、補助金を交付する事業であり、民間委託等は不向きであると判断する。  |
|                   | ② 【他事業との統合・連携】<br>目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか              | ● できない<br>● 検討の余地あり<br>● 可能である          | 他に類似事業はなく、統合・連携によるコストの削減はできないと判断する。  |
|                   | ③ 【人件費の見直し】<br>現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか       | ● できない<br>● 検討の余地あり<br>● 可能である          | 本事業は建築の専門的知識を要するものであり、又、県の補助制度を利用しているため県との協議や申請が必要となってくることから、非常勤職員等による対応は不向きであると判断する。                            |
|                   | ④ 【受益者負担の適正化】<br>事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか（引上げ・引下げ・新たな負担・廃止） | ● 見直しの余地はない<br>● 検討の余地あり<br>● 見直しが必要である | 事業利用が低迷していることから、補助制度等の見直しが必要と考えるが、県の補助制度を利用しているため県との協議が必要となる。  |

| (Action) 事務事業の方向性と改革改善                   |   |  |  |      |        |
|--|---|--|--|------|--------|
| <b>今後の方向性</b><br><small>(該当欄を選択)</small> | 1 不要(廃止)<br>2 民間実施<br>3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等)<br>● 4 市による実施(要改善)<br>5 市による実施(現行どおり)<br>6 市による実施(規模拡充)                  | (今後の方向性の理由)<br>本事業の利用状況が低迷していることから、利用促進を図るための対策が必要である。 |  |      |        |
| <b>今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果</b>            |   |  |  |      |        |
| <b>改革改善内容</b>                            | 今後の取り組みとしては、市民や建築関係団体に対し、市報、ホームページ、FMやつしろ、研修会や講習会等を通じPRを増やすとともに、事業者への周知方法として、商工会議所等へのPR(窓口におけるチラシ配布など)を行い、事業の利用促進を図りたい。 |  |  |      |        |
| <b>改革改善による期待成果</b>                       |   |  |  |      |        |
|  |   | コスト  |  |      |        |
|  |   | 削減   | 維持   | 増加   |        |
| 成果                                       | 向上  |  | ●  |      |        |
|  | 維持  |  |  |      |        |
|  | 低下  |  |  |      |        |
|  |   | 外部評価の実施  | 有：外部評価(市民事業仕分け)  | 実施年度 | 平成22年度 |
|  |   | H25進捗状況  | 2. 一部対応  |      |        |
|  |   | H25取組内容  | 本事業は県の補助制度を利用していることから、県へ補助要件の緩和など利用しやすい補助制度への変更要望を行った。 |      |        |
|  |   | 決算審査特別委員会における意見等                                       | 特になし<br><br>(委員からの意見等)                                 |      |        |

別記様式（第5条関係）

|                            |   |         |                 |               |            |                       |    |   |    |
|----------------------------|---|---------|-----------------|---------------|------------|-----------------------|----|---|----|
| No.                        | 4250823   | 事務事業評価票 |                 | 所管部長等名        | 建設部長 市村 誠治 |                       |    |   |    |
| 評価対象年度                     |   | 平成25年度  |                 | 所管課・係名        | 建設部_建築指導課  |                       |    |   |    |
|                            |   |         |                 | 課長名           | 羽多野 俊光     |                       |    |   |    |
| <b>(Plan) 事務事業の計画</b>      |   |         |                 |               |            |                       |    |   |    |
| 事務事業名                      | 建築行政事業  |         |                 | 会計区分          | 01 一般会計    |                       |    |   |    |
|                            |   |         |                 | 款項目コード(款-項-目) | 07         | —                     | 01 | — | 02 |
|                            |   |         |                 | 事業コード(大-中-小)  | 03         | —                     | 12 | — | 01 |
| 施策の体系<br>(八代市総合計画における位置づけ) | 基本目標(章)   | 3       | 安全で快適に暮らせるまち    |               |            |                       |    |   |    |
|                            | 施策の大綱(節)【政策】  | 1       | うるおいのある快適なまちづくり |               |            |                       |    |   |    |
|                            | 施策の展開(項)【施策】  | 2       | 安心で快適な住環境の形成    |               |            |                       |    |   |    |
|                            | 具体的な施策と内容   | 1       | 住環境の整備          |               |            |                       |    |   |    |
| 事務事業の目的                    | 建築行政を実施する自治体として、建築基準法をはじめ関係法令等に基づき、建築物の許認可、確認、検査、指導等を行い、安全で快適なまちづくりを推進することを目的とする。   |         |                 |               |            |                       |    |   |    |
| 事務事業の概要<br>(全体事業の内容)       | 合併前の平成13年度から、建築行政を実施する自治体として、特定行政庁の権限で建築許認可及び建築に関する指導等を行い、建築主事の権限で建築確認・検査を行っている。その他建築物関連の「バリアフリー法」、「耐震改修促進法」、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」及び「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく認定事務を行っている。また、県からの移譲事務として、「熊本県やさしいまちづくり条例」に基づく事前協議、「熊本県建築物環境配慮制度」に基づく審査を行っている。その他、建築主事を置く市町村として、循環型社会を目指した「建設リサイクル法」、燃料資源の有効利用や使用の合理化を進めるための「省エネ法」、建築物及び建築設備の維持管理に関する「定期報告II」に対する審査を行っている。 |         |                 |               |            |                       |    |   |    |
| 根拠法令、要綱等                   | 建築基準法、バリアフリー法、耐震改修促進法、長期優良住宅普及促進法、省エネルギー法、建設リサイクル法他   |         |                 |               |            |                       |    |   |    |
| 実施手法<br>(該当欄を選択)           | ● 全部直営  |         | 一部委託            | 全部委託          |            | 法令による実施義務<br>(該当欄を選択) |    |   |    |
|                            | その他( )  |         |                 |               |            | ● 1 義務である<br>2 義務ではない |    |   |    |
| 事業期間                       | 開始年度  | 合併前     |                 | 終了年度          | 未定         |                       |    |   |    |

**(Do) 事務事業の実施**

| 評価対象年度の事業の内容   |   |
|--|---|
| 対象 (誰・何を)  | 内容 (手段、方法等)   |
| 建築主、設計者、許認可申請者、事業者、建物所有者(公共・民間)等   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築確認、完了検査</li> <li>・建築許可、認可、道路位置指定等</li> <li>・「バリアフリー法」、「耐震改修促進法」、「長期優良住宅普及促進法」、「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく認定</li> <li>・「熊本県やさしいまちづくり条例」に基づく事前協議事務</li> <li>・「熊本県建築物環境配慮制度」に基づく審査</li> <li>・「建設リサイクル法」、「省エネ法」に基づく届出の審査</li> <li>・「八代市違反建築物指導要領」に基づく指導</li> <li>・その他、建築物防災週間、違反建築物防止週間における建築物の立入指導、指定確認検査機関に対する立入指導等</li> </ul> |
| 成果目標 (どのような効果をもたらしたいのか)  |   |
| 建築基準法第4条第2項に基づき、建築主事を置いて特定行政庁として建築行政を実施することにより、市民に身近な立場で、地域の特色を生かしたまちづくりの推進や建築主等に対する事務処理の迅速化につなげることに、地域環境の保全と共に住民サービスの向上を図る。 |   |

|   |  |
|---|--|
| 事業開始時点からこれまでの状況変化等  |  |
| 市が実施することにより、申請者等の時間的負担が軽減され、違反建築物等に対する速やかな対応が行われることにより地域環境の保全が図られている。 |  |

| コスト推移       |                    | 24年度決算     | 25年度決算     | 26年度予算     | 27年度見込     | 28年度見込     | 29年度見込     |
|-------------|--------------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 総事業費        | (単位:円)             | —          | 69,323,500 | 71,840,000 | 69,980,000 | 69,980,000 | 69,980,000 |
| 事業費(直接経費)   | (単位:円)             | 14,741,903 | 11,293,500 | 14,020,000 | 13,000,000 | 13,000,000 | 13,000,000 |
| 財源内訳        | 国県支出金              | 950,550    | 1,132,000  | 1,072,000  | 1,000,000  | 1,000,000  | 1,000,000  |
|             | 地方債                | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          |
|             | その他特定財源 (特別会計→繰入金) | 7,437,900  | 10,161,500 | 12,948,000 | 12,000,000 | 12,000,000 | 12,000,000 |
|             | 一般財源 (特別会計→事業収入)   | 6,353,453  | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          |
| 人件費         |                    | 24年度       | 25年度       | 26年度見込     | 27年度見込     | 28年度見込     | 29年度見込     |
| 概算人件費(正規職員) | (単位:円)             | —          | 58,030,000 | 57,820,000 | 56,980,000 | 56,980,000 | 56,980,000 |
| 正規職員従事者数    | (単位:人)             | —          | 8.29       | 8.26       | 8.14       | 8.14       | 8.14       |
| 臨時職員等従事者数   | (単位:人)             | —          | 0.00       | 0.00       | 0.00       | 0.00       | 0.00       |

| 事業の活動量・実績の数値化   | 指標名          |          | 単位 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
|-----------------|--------------|----------|----|------|------|------|------|------|------|
|                 | ①            | 建築確認審査件数 |    | 計画   | —    | 130  | 152  | 152  | 152  |
|                 |              |          |    | 実績   | 146  | 160  | —    | —    | —    |
| ②               | 指定確認検査機関審査件数 |          | 計画 | —    | 400  | 496  | 496  | 496  | 496  |
|                 |              |          |    | 実績   | 459  | 534  | —    | —    | —    |
| ③               |              |          | 計画 | —    | —    | —    | —    | —    | —    |
|                 |              |          |    | 実績   | —    | —    | —    | —    | —    |
| (記述欄)※数値化できない場合 |              |          |    |      |      |      |      |      |      |

別記様式（第5条関係）

| 指標名                       | 指標設定の考え方        | 単位   |    | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
|---------------------------|-----------------|--|----|------|------|------|------|------|------|
|                           |                 |  |    |      |      |      |      |      |      |
| もたらそうとする効果・成果の数値化<br>成果指標 | ① 完了検査率         | 熊本県建築物安全安心マネジメント計画に基づき、建築基準法に適合する建築物の適法性を確保することで、住環境の安全安心を目指す。 | 計画 | -    | 100  | 100  | 100  | 100  | 100  |
|                           |                 |  | 実績 | 94.5 | 100  | -    | -    | -    | -    |
|                           | ② 指定確認検査機関完了検査率 | 熊本県建築物安全安心マネジメント計画に基づき、建築基準法に適合する建築物の適法性を確保することで、住環境の安全安心を目指す。 | 計画 | -    | 100  | 100  | 100  | 100  | 100  |
|                           |                 |  | 実績 | 88.6 | 95.7 | -    | -    | -    | -    |
|                           | ③               |  | 計画 | -    |      |      |      |      |      |
|                           |                 |  | 実績 |      |      | -    | -    | -    | -    |
| 〈記述欄〉※数値化できない場合           |                 |  |    |      |      |      |      |      |      |

| (Check) 事務事業の自己評価 |  |                                       |   |
|-------------------|--|---------------------------------------|---|
| 着眼点               |  | チェック                                  | 判断理由  |
| 事業実施の<br>妥当性      | ① 【計画上の位置付け】<br>事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか                                | ● 結びつく<br>一部結びつく<br>結びつかない            | 建築行政の推進は、市総合計画において、建築規制の実効性の確保のため、「住環境の整備」における具体的な施策の一つとして位置づけられている。  |
|                   | ② 【市民ニーズ等の状況】<br>市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか                     | ● 薄れていない<br>少し薄れている<br>薄れている          | 本市は県下第2の都市であり、建築基準法第42条第2項に基づき、平成6年度から限定特定行政庁として、平成13年度からは一般特定行政庁として建築行政全般の事務を行っており、県からの移譲事務である。                          |
|                   | ③ 【市が関与する必要性】<br>市が事業主体であることは妥当ですか（国・県・民間と競合していませんか）                 | ● 妥当である<br>あまり妥当でない<br>妥当でない          | 地域に根ざした迅速で効率的な行政ニーズに対応するためには、市が事業主体であることは妥当である。   |
| 活動内容の<br>有効性      | ① 【事業の達成状況】<br>成果目標の達成状況は順調に推移していますか                                 | ● 順調である<br>あまり順調ではない<br>順調ではない        | 建築基準法に適合する建築物の適法性を確保するために完了検査率を向上させる必要があり、完全実施を達成するため、随時、工事の進捗状況、督促を実施している。   |
|                   | ② 【事業内容の見直し】<br>成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか（成果をこれ以上伸ばすことはできませんか）     | ● 見直しの余地はない<br>● 検討の余地あり<br>見直すべき     | 建築基準法に適合する建築物の適法性を確保するために完了検査率を向上させる必要があり、完全実施を達成するため、随時、工事の進捗状況、督促を実施している。   |
| 実施方法の<br>効率性      | ① 【民間委託等】<br>民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか            | ● できない<br>検討の余地あり<br>可能である            | 建築基準法により、建築行政は、県及び建築主事を置く市町村でなければ行うことができず、民間委託、指定管理者により実施することはできない。   |
|                   | ② 【他事業との統合・連携】<br>目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか              | ● できない<br>検討の余地あり<br>可能である            | 建築基準法に基づく事業であり、他に類似事業はない。   |
|                   | ③ 【人件費の見直し】<br>現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか       | ● できない<br>検討の余地あり<br>可能である            | 建築基準法の理解及び解釈を必要とする建築確認、検査の業務、違反建築物等に対する指導、その他関係法令に基づく事務全般が建築の専門知識を要する事務であり、非常勤職員等による対応は困難と思われる。                           |
|                   | ④ 【受益者負担の適正化】<br>事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか（引上げ・引下げ・新たな負担・廃止） | ● 見直しの余地はない<br>● 検討の余地あり<br>見直しが必要である | 建築行政における建築確認、建築許認可等に必要の手数料について、これまでも県下の特定行政庁である県、熊本市、天草市と協議し見直しにより引上げを実施している。適正な受益者負担を確保するため、今後も、適宜、手数料の見直しを行っていくこととしている。 |



別記様式（第5条関係）

| (Action) 事務事業の方向性と改革改善 |  |                        |  |      |
|------------------------|--|------------------------|--|------|
| 今後の方向性<br>(該当欄を選択)     | 1 不要(廃止)<br>2 民間実施<br>3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等)<br>4 市による実施(要改善)<br>● 5 市による実施(現行どおり)<br>6 市による実施(規模拡充) |                        | (今後の方向性の理由)<br>今後も、建築基準法第4条第2項に基づく特定行政庁として、建築行政事業を推進し、地域のためのまちづくりを展開すると共にし、建築主等の建築に係る諸手続きの利便性の向上が図られるよう、住民サービスの向上に努める。 |      |
|                        | 今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果<br>受益者負担の適正化を図る観点から、適宜、実状に即した手数料の見直しを検討し、事業の効率性を高めることとしたい。                      |                        |  |      |
| 改革改善内容                 |  |                        |  |      |
| 改革改善による期待成果            |  |                        |  |      |
|                        |  | コスト                    |  |      |
|                        |  | 削減                     | 維持   | 増加   |
| 成果                     | 向上   |                        | ●  |      |
|                        | 維持   |                        |  |      |
|                        | 低下   |                        |  |      |
| 外部評価の実施                |  | 無                      |  | 実施年度 |
| 改善進捗状況等                | H25進捗状況  | 5. 未着手                 |  |      |
|                        | H25取組内容  |                        |  |      |
| 決算審査特別委員会における意見等       |  | 特になし<br><br>(委員からの意見等) |  |      |

別記様式（第5条関係）

No. 4250826

事務事業評価票

|        |            |
|--------|------------|
| 所管部長等名 | 建設部長 市村 誠治 |
| 所管課・係名 | 建設部 建築指導課  |
| 課長名    | 羽多野 俊光     |

評価対象年度 平成25年度

(Plan) 事務事業の計画

|                                |   |        |                       |  |   |         |
|--------------------------------|---|--------|-----------------------|--|---|---------|
| 事務事業名                          | 民間建築物耐震化促進事業  |        | 会計区分                  | 01 一般会計  |   |         |
|                                |   |        | 款項目コード(款-項-目)         | 07   | — | 01 — 02 |
|                                |   |        | 事業コード(大-中-小)          | 03   | — | 12 — 10 |
| 施策の体系<br>(八代市総合計画に<br>おける位置づけ) | 基本目標(章)   | 3      | 安全で快適に暮らせるまち          |  |   |         |
|                                | 施策の大綱(節)【政策】  | 1      | うるおいのある快適なまちづくり       |  |   |         |
|                                | 施策の展開(項)【施策】  | 2      | 安心で快適な住環境の形成          |  |   |         |
|                                | 具体的な施策と内容   | 3      | 耐震化の推進及び建築物の安全対策      |  |   |         |
| 事務事業の目的                        | 民間建築物の耐震化を支援することにより、既存建築物の耐震化を促進させ、安全で安心なまちづくりをめざす。   |        |                       |  |   |         |
| 事務事業の概要<br>(全体事業の内容)           | 耐震性が低いとされている昭和56年以前に着工した戸建木造住宅及び大地震の際に倒壊により道路を閉塞させるおそれのある緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断並びに耐震診断を実施した戸建木造住宅の耐震改修を行う建築物の所有者に対し、その耐震診断及び耐震改修費用の一部を補助するもの。 |        |                       |  |   |         |
| 根拠法令、要綱等                       | 建築物の耐震改修の促進に関する法律、八代市民間建築物耐震化促進事業補助金交付要領  |        |                       |  |   |         |
| 実施手法<br>(該当欄を選択)               | <input checked="" type="radio"/> 全部直営<br><input type="radio"/> 一部委託<br><input type="radio"/> 全部委託<br>その他( )                             |        | 法令による実施義務<br>(該当欄を選択) | <input type="radio"/> 1 義務である<br><input checked="" type="radio"/> 2 義務ではない |   |         |
| 事業期間                           | 開始年度  | 平成20年度 | 終了年度                  | 未定   |   |         |

(Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容

|   |   |
|---|---|
| 対象 (誰・何を)   | 内容 (手段、方法等)   |
| 昭和56年以前に着工した戸建木造住宅及び緊急輸送道路沿道建築物   | ・戸建木造住宅及び緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断並びに戸建木造住宅の耐震改修に要する費用に対して補助を行う。<br>・戸建木造住宅の耐震診断の補助率は、2/3(国1/3、市1/3)。補助の限度額は8.6万円。<br>・緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断の補助率は、2/3(国1/3、県1/6、市1/6)。補助の限度額は60万円。<br>・戸建木造住宅の耐震改修の補助率は、1/2(国1/4、市1/4)。補助の限度額は60万円。 |
| 成果目標 (どのような効果をもたらしたいのか)   |   |
| 事業の実施により、建築物の耐震化に対する理解を深めること、又、民間建築物の耐震化を支援することで、既存建築物の耐震化を促進させ、安全で安心なまちの形成を図る。 |   |

事業開始時点からこれまでの状況変化等

平成19年度に作成した「八代市建築物耐震改修促進計画」に基づき、民間建築物の耐震化を促進するために平成20年度から実施している事業であり、平成20年度から平成25年度までの6年間で戸建木造住宅の耐震診断実績は25件である。耐震化に対する市民意識は、東日本大震災発生の際は一時的に高まったが、依然として地震防災対策に関する意識は低い状態である。平成25年度からは、戸建木造住宅の耐震改修に要する費用の一部を補助する事業を開始した。

| コスト推移           |                       | 24年度決算  | 25年度決算  | 26年度予算    | 27年度見込    | 28年度見込    | 29年度見込    |      |     |
|-----------------|-----------------------|---------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|------|-----|
| 総事業費            | (単位:円)                | -       | 290,000 | 2,800,000 | 2,940,000 | 2,940,000 | 2,940,000 |      |     |
| 事業費(直接経費)       | (単位:円)                | 268,000 | 220,000 | 2,660,000 | 2,660,000 | 2,660,000 | 2,660,000 |      |     |
| 財源内訳            | 国県支出金                 | 134,000 | 110,000 | 1,480,000 | 1,480,000 | 1,480,000 | 1,480,000 |      |     |
|                 | 地方債                   | 0       | 0       | 0         | 0         | 0         | 0         |      |     |
|                 | その他特定財源 (特別会計→繰入金)    | 0       | 0       | 0         | 0         | 0         | 0         |      |     |
|                 | 一般財源 (特別会計→事業収入)      | 134,000 | 110,000 | 1,180,000 | 1,180,000 | 1,180,000 | 1,180,000 |      |     |
| 人件費             |                       | 24年度    | 25年度    | 26年度見込    | 27年度見込    | 28年度見込    | 29年度見込    |      |     |
| 概算人件費(正規職員)     | (単位:円)                | -       | 70,000  | 140,000   | 280,000   | 280,000   | 280,000   |      |     |
| 正規職員従事者数        | (単位:人)                | -       | 0.01    | 0.02      | 0.04      | 0.04      | 0.04      |      |     |
| 臨時職員等従事者数       | (単位:人)                | -       | 0.00    | 0.00      | 0.00      | 0.00      | 0.00      |      |     |
| 事業の活動量・実績の数値化   | 指標名                   | 単位      | 24年度    | 25年度      | 26年度      | 27年度      | 28年度      | 29年度 |     |
|                 | ① 事業利用案内のダイレクトメール発送件数 | 件       | 計画      | -         | 296       | 200       | 200       | 200  | 200 |
|                 |                       |         | 実績      | 1032      | 501       | -         | -         | -    | -   |
|                 | ② 広報やつしろへの記事掲載回数      | 回       | 計画      | -         | 1         | 2         | 2         | 2    | 2   |
|                 |                       |         | 実績      | 1         | 1         | -         | -         | -    | -   |
|                 | ③                     |         | 計画      | -         | -         | -         | -         | -    |     |
| 実績              |                       |         | -       | -         | -         | -         | -         |      |     |
| 〈記述欄〉※数値化できない場合 |                       |         |         |           |           |           |           |      |     |

別記様式（第5条関係）

| 指標名                                  | 指標設定の考え方                                 | 単位 |    | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
|--------------------------------------|--|----|----|------|------|------|------|------|------|
|                                      |  |    |    |      |      |      |      |      |      |
| ① 事業の実施件数                            | 耐震診断・改修を実施した建築物の件数を指標として設定した。            | 件  | 計画 | -    | 10   | 10   | 10   | 10   | 10   |
|                                      |  |    | 実績 | 4    | 3    | -    | -    | -    | -    |
| ② 建築物の耐震に関する相談、協議件数                  | 事業の広報、周知の効果として事業利用のための相談、協議件数を指標として設定した。 | 件  | 計画 | -    | 20   | 20   | 20   | 20   | 20   |
|                                      |  |    | 実績 | 16   | 25   | -    | -    | -    | -    |
| ③                                    |  |    | 計画 | -    |      |      |      |      |      |
|                                      |  |    | 実績 |      |      | -    | -    | -    | -    |
| ① ② ③ 成果指標 成果の数値化<br><記述欄>※数値化できない場合 |  |    |    |      |      |      |      |      |      |

| (Check) 事務事業の自己評価 |  |                                     |  |
|-------------------|--|-------------------------------------|--|
| 着眼点               |  | チェック                                | 判断理由   |
| 事業実施の妥当性          | ① 【計画上の位置付け】<br>事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか                                | ● 結びつく<br>一部結びつく<br>結びつかない          | 耐震性の低い民間建築物の耐震化を支援することにより、「安心で快適な住環境の形成」につながると判断する。  |
|                   | ② 【市民ニーズ等の状況】<br>市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか                     | ● 薄れていない<br>少し薄れている<br>薄れている        | 近年、南海トラフの巨大地震の切迫性が指摘されており、又、本市においては地震発生率が高いとされる日奈久断層帯が縦断していることから、これらの地震発生時における市民の生命・財産等に係る被害の軽減を図る上で、必要であると判断する。               |
|                   | ③ 【市が関与する必要性】<br>市が事業主体であることは妥当ですか(国・県・民間と競合していませんか)                 | ● 妥当である<br>あまり妥当でない<br>妥当でない        | 耐震改修促進法第3条第2項に「国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。」とあり、住民の最も身近な行政として、市が関与することは妥当であると判断する。 |
| 活動内容の有効性          | ① 【事業の達成状況】<br>成果目標の達成状況は順調に推移していますか                                 | ● 順調である<br>あまり順調ではない<br>順調ではない      | 事業開始から耐震診断事業の実施件数は、6年間で25件である。年間10件の事業実施を予定しているが、年平均4.2件である。   |
|                   | ② 【事業内容の見直し】<br>成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか(成果をこれ以上伸ばすことはできませんか)     | ● 見直しの余地はない<br>検討の余地あり<br>見直すべき     | 建築物所有者への広報・周知は、耐震化の重要性をより理解してもらい耐震化を促進させるために有効な手段であると考えられる。広報・周知の内容・方法等について検討を行う必要がある。   |
| 実施方法の効率性          | ① 【民間委託等】<br>民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか            | ● できない<br>検討の余地あり<br>可能である          | 耐震診断、耐震改修を行う者に対して、補助金を交付する事業であり、民間委託等は不向きであると判断する。   |
|                   | ② 【他事業との統合・連携】<br>目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか              | ● できない<br>検討の余地あり<br>可能である          | 他に類似事業はなく、統合・連携によるコストの削減はできないと判断する。  |
|                   | ③ 【人件費の見直し】<br>現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか       | ● できない<br>検討の余地あり<br>可能である          | 事務手続きについては、ダイレクトメールの発送事務等ある程度非常勤職員等による対応も可能と思われるが、耐震診断・改修は、専門的な知識を必要とすることから、専任はなじまないとと思われる。                                    |
|                   | ④ 【受益者負担の適正化】<br>事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止) | ● 見直しの余地はない<br>検討の余地あり<br>見直しが必要である | 補助基本額及び負担率は国の要綱に基づき算定しており、受益者負担としては適正と思われる。  |

| (Action) 事務事業の方向性と改革改善   |  |                        |    |   |      |
|--|--|------------------------|----|---|------|
| 今後の方向性<br>(該当欄を選択)   | 1 不要(廃止)<br>2 民間実施<br>3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等)<br>● 4 市による実施(要改善)<br>5 市による実施(現行どおり)<br>6 市による実施(規模拡充) |                        |    | (今後の方向性の理由)<br>耐震化を促進する上で不可欠な耐震診断・改修の有効性について、市民や建築関係団体に対し、事業の一層の周知を図る必要がある。   |      |
|  | 今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果   |                        |    |   |      |
| 改革改善内容<br>・市報やホームページ等の掲載回数を増やし、市民への事業の周知を強化する。<br>・現在行っているダイレクトメールによる案内については、耐震診断・改修の内容と合わせて診断費用、改修費用等の情報提供を行い、利用者にとって取組みやすい事業となるよう努める。<br>・事業利用者の経済的負担を軽減するため、補助率のかさ上げについて、国・県への要望を行っていく。 |  |                        |    |   |      |
| 改革改善による期待成果  |  |                        |    |   |      |
|  |  | コスト                    |    |   |      |
|  |  | 削減                     | 維持 | 増加  |      |
| 成果   | 向上   |                        |    | ●   |      |
|  | 維持   |                        |    |   |      |
|  | 低下   |                        |    |   |      |
|  |  | 外部評価の実施                |    | 有：外部評価(市民事業仕分け)   | 実施年度 |
|  |  |                        |    | 平成23年度  |      |
| 改善進捗状況等  |  | H25進捗状況                |    | 2. 一部対応   |      |
|  |  | H25取組内容                |    | 平成23年度の外部評価で、市民の耐震への意識付けや事業の周知強化等について「市による実施(要改善)」の評価を受けている。平成25年度については、従来からの周知方法に加え、熊本県との共催により「耐震対策講演会」を開催した。<br>また、平成25年度から新たに戸建木造住宅に対して耐震改修の費用の一部を補助する事業を開始した。 |      |
| 決算審査特別委員会における意見等   |  | 特になし<br><br>(委員からの意見等) |    |   |      |